

第134号議案

長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

【目次】

	ページ
1 クスノキ基金	1
2 駐車場施設整備基金	2
3 新旧対照表	3

理 財 部
原爆被爆対策部
土 木 部
平成30年11月



1 クスノキ基金

(1) 改正理由

被爆樹木は、被爆の惨状を後世に伝える貴重な樹木であり、長崎市は所有者が行う保存整備について対象経費の3/4を補助している。

これまで、福山雅治氏がホームページやコンサート等で呼びかけ、全国の方から寄せられた、(株)アミューズを窓口とした「クスノキ募金」を、(株)アミューズから本市に寄附したいとの申込があっており、これを機に基金を設置して同趣旨の募金を広く受け入れ、所有者負担解消の財源として活用することで、被爆樹木の保存整備をさらに促進しようとするもの。

(2) 基金の活用

ア 対象事業 「長崎市被爆建造物等保存整備事業費補助金」

イ 対象樹木 長崎市被爆建造物等の取扱基準に基づき、市が保存対象とする
A・Bランクに分類される樹木
(全30本のうち、個人等が所有する21本)

ウ 補助内容
(現行)

所有者に対し対象経費の3/4を補助し、1/4を所有者が負担する。

(改正後)

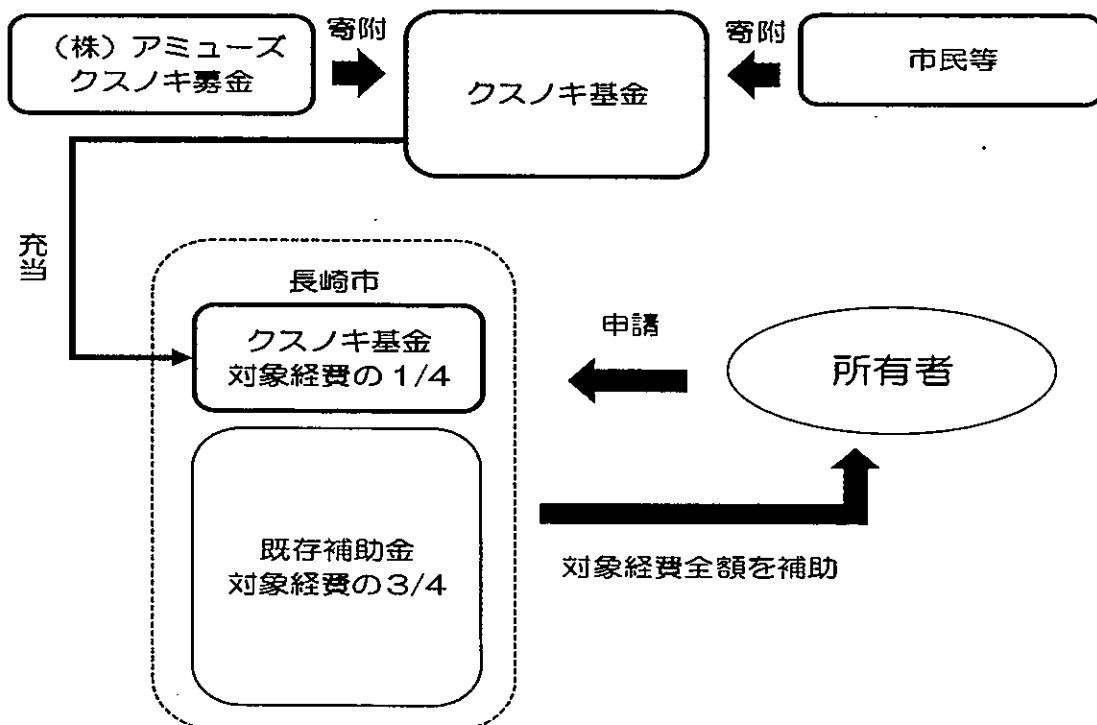
所有者に対し対象経費の全額(4/4)を補助する。

なお、クスノキ基金による財源の確保ができる限りとする。

【財源内訳：3/4一般財源、1/4クスノキ基金】

※平成30年度保存整備事業実施分から適用する。

(イメージ図)



2 駐車場施設整備基金

(1) 駐車場事業の概要

長崎市では、道路交通の円滑化及び安全で快適な都市環境の形成を図るために、市営駐車場7箇所を設置している。(桜町、市民会館地下、松が枝町、松が枝町第2、平和公園、茂里町地下、松山町)

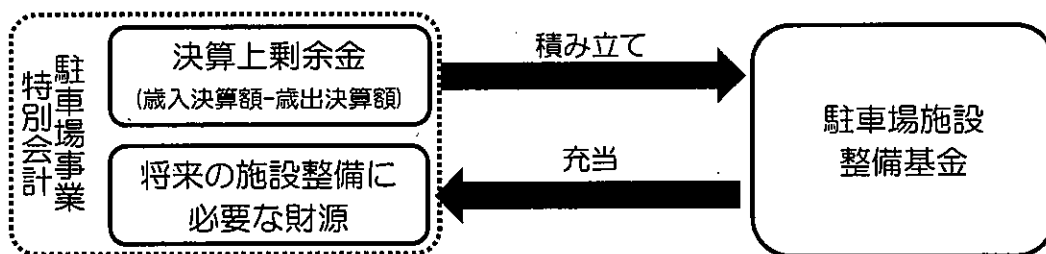
また、駐車場事業は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要があるため、本市においては駐車場事業特別会計を設け、その運営を行っている。

このような中、これまで本特別会計は既存の駐車場施設の建設時に要した費用の公債費が多額であったことから赤字であったが、近年これらの償還が進んだことから単年度収支は黒字に転じている。

(2) 改正理由

特別会計の趣旨に鑑み、決算上剰余金を主な財源として、将来必要となる駐車場施設の整備に要する経費を積み立てるため、駐車場施設整備基金を設置するもの。

(イメージ図)



【参考1】各駐車場施設の耐用年数満了時期

駐車場名	開設年	建設費 (百万円)	駐車場施設の耐用年数満了時期 (西暦[年代])									
			1970	1980	1990	2000	2010	2020	2030	2040	2050	2060
桜町	1971年	744	●	→								
市民会館地下	1974年	408	●	→								
松が枝町	1976年	640	●	→								
松が枝町第2	1990年	3,000			●	→						
平和公園	1994年	4,500			●	→						
茂里町地下	1998年	1,700				●	→					
松山町	1997年	2,800				●	→					
計		13,792	(凡例) 開設: ● 更新: →									

※耐用年数については長崎市公共施設保全計画に基づき物理的耐用年数65年を想定

【参考2】地方自治法第209条第2項

特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

3 新旧対照表

現行	改正後（案）																				
○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例	○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例																				
（設置）	（設置）																				
第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。	第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（中略）</td> </tr> <tr> <td>歴史文化資料取得基金</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	財政調整基金	（略）	（中略）		歴史文化資料取得基金	（略）	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（中略）</td> </tr> <tr> <td>歴史文化資料取得基金</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>クスノキ基金</td> <td><u>被爆樹木の保存整備事業費補助金の財源に充当する。</u></td> </tr> <tr> <td>駐車場施設整備基金</td> <td><u>駐車場施設の整備に要する経費の財源に充当する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	財政調整基金	（略）	（中略）		歴史文化資料取得基金	（略）	クスノキ基金	<u>被爆樹木の保存整備事業費補助金の財源に充当する。</u>	駐車場施設整備基金	<u>駐車場施設の整備に要する経費の財源に充当する。</u>
名称	目的																				
財政調整基金	（略）																				
（中略）																					
歴史文化資料取得基金	（略）																				
名称	目的																				
財政調整基金	（略）																				
（中略）																					
歴史文化資料取得基金	（略）																				
クスノキ基金	<u>被爆樹木の保存整備事業費補助金の財源に充当する。</u>																				
駐車場施設整備基金	<u>駐車場施設の整備に要する経費の財源に充当する。</u>																				
（積立て）	（積立て）																				
第2条 基金は、毎年度予算の定める範囲内で積み立てる。	第2条 （同左）																				
（管理）	（管理）																				
第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。	第3条 （同左）																				
2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。	2 （同左）																				
（運用益金の処理）	（運用益金の処理）																				
第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度歳入歳出予算に計上してそれぞれの基金に編入するものとする。	第4条 （同左）																				
（繰替運用等）	（繰替運用等）																				
第5条 市長は、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。	第5条 （同左）																				
（処分）	（処分）																				
第6条 市長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部をその目的に従つて処分することができる。	第6条 （同左）																				
（委任）	（委任）																				
第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	第7条 （同左）																				
附 則（略）	附 則 この条例は、公布の日から施行する。																				